

2020年2月3日

保険契約者さまへ

東京都千代田区平河町 2-10-4
フェリクス少額短期保険株式会社
代表取締役 多田 猛

保険契約の移転に係る公告

フェリクス少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）は、2020年1月9日付でプリベント少額短期保険株式会社（以下「プリベント少額短期保険」といいます。）との間で事業譲渡契約書（以下「移転契約」といいます。）を締結し、また、保険業法第272条の29において準用する同法第136条第1項に基づく当社ならびにプリベント少額短期保険の株主総会の承認決議が得られました。

つきましては、内閣総理大臣の認可を得た上で、保険業法第272条の29において準用する同法第135条第1項に基づき、当社の保有する保険契約の全部をプリベント少額短期保険へ移転するため、ここに「保険契約の移転に係る公告」を行います。

1. 移転契約の要旨

- (1) 当社の保有する保険契約の全部をプリベント少額短期保険へ移転します。
- (2) 保険契約の移転に際して、保険金額及び保険料の変更はありません。
- (3) 保険契約の移転に伴い、移転の対象となる保険契約の責任準備金に対応する資産をプリベント少額短期保険へ移転します。
- (4) 移転日は、2020年3月13日とします。但し、内閣総理大臣の認可が行われることが条件であることから変動の可能性がございます。
- (5) 保険契約の移転の実施は、契約者の皆さまからの異議申立てが一定数以下であること、及び内閣総理大臣の認可が行われることを条件とします。

2. 異議申立てについて

(1) 法令の定めるところにより、一定の期間内の異議申立てが以下の(ア)及び(イ)双方の条件を満たした場合、保険契約の移転はその効力を生じないこととなります。

(ア)異議を申し立てた移転対象契約者の数が移転対象契約者の総数の5分の1（20%）を上回ること。

(イ)異議を申し立てた移転対象契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額が、移転対象契約者の該当金額の総額の5分の1（20%）を上回ること。

これに対して、(ア)又は(イ)のいずれかの条件を満たさない場合、保険業法第272条の29

が準用する同法第 137 条第 4 項に基づき、契約者の皆さまのご承認が得られたものとみなされ、異議申立てをされた契約者様の契約も含め、保険契約の移転が行われます。

(2) 異議を申し立てられる場合は、郵送はがきに以下の必要事項を明記の上、2020 年 3 月 3 日（火）までに、以下の宛先までご郵送くださいますようお願い申し上げます。

- ① 契約者様の氏名（自署又は記名押印）
- ② 契約者様の住所、電話番号
- ③ 保険証券番号
- ④ 保険契約の移転に異議を申し立てる旨（例：保険契約の移転に異議を申し立てます。）

（宛先）102-0093 東京都千代田区平河町 2-10-4 2 階
フェリクス少額短期保険株式会社 管理部

（ご注意）

当社に到着した 2020 年 3 月 3 日（火）までの消印分の異議申し立てのはがきで、上記①から④までの必要事項を漏れなくかつ正確にご記入いただいたものに限り有効といたします。異議申し立ての権利は、契約件数にかかわらず、契約者お一人につき一票として集計いたします。

3. 移転先会社について

プリベント少額短期保険株式会社
東京都中央区日本橋人形町 3-3-13 ユニゾ人形町フォレストビル 6 階
代表取締役 花岡 裕之

4. 保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシーマージン比率）

(1) 直近の事業年度末における比率

移転会社：該当なし
移転先会社：334.4%

(2) 保険契約の移転の日における比率（見込み）

移転会社：該当なし（全部移転）
移転先会社：334.1%

5. 保険契約の移転後における移転対象契約に関するサービスの内容と概要

サービス名	サービス内容	移転後の概要
-------	--------	--------

弁護士紹介サービス	日本弁護士連合会を通じて各地域の弁護士を紹介するサービスです。	継続してサービス提供できるよう、プリベント少額短期保険と日本弁護士連合会との間で協議中です。
ドキュメントサービス	契約書のひな形で、作成・締結・管理を全てクラウド上で完結できるサービスです。	移転日をもってサービスは終了となります。

6. 保険業法施行規則第 211 条の 62 第 5 号に定める払戻について
該当はありません。

7. 契約者配当の方針および配当実績
当社の保有する全部の保険契約には契約者配当はありません。
また、契約移転後も契約者配当はありません。

8. 剰余金の分配について
該当はありません。

9. 保険契約の移転全般に関するお問い合わせ先
保険契約の移転に関し、ご不明な点がございましたら、以下までお問合せください。

フェリクス少額短期保険株式会社

東京都千代田区平河町 2-10-4

お客様サービスダイヤル

0120-849-063

受付時間：10：00～17：00（祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日）

フェリクス少額短期保険株式会社
貸借対照表 (2019年3月31日現在)

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 67,304,002】	【流 動 負 債】	【 7,341,795】
現金・預金	65,348,770	未払金	4,000,472
前渡金	1,080,000	未払費用	2,048,612
前払費用	875,232	未払法人税等	290,000
【固 定 資 産】	【 3,356,000】	預り金	1,002,711
(無形固定資産)	(1,080,000)	負 債 合 計	7,341,795
ソフトウェア仮勘定	1,080,000		
(投資その他の資産)	(2,276,000)		
敷金	2,276,000		
		純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】	【 63,318,207】
		資本金	61,007,500
		(資本剰余金)	(59,007,500)
		資本準備金	59,007,500
		(利益剰余金)	(Δ56,696,793)
		その他利益剰余金	Δ56,696,793
		繰越利益剰余金	Δ56,696,793
		純 資 産 合 計	63,318,207
資 産 合 計	70,660,002	負 債 ・ 純 資 産 合 計	70,660,002

プリント少額短期保険株式会社
貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	124,772	保険契約準備金	89,440
現金	88	支払備金	14,374
預貯金	124,684	責任準備金	75,065
有形固定資産	6,615	代理店借	6,715
建物	602	その他負債	35,976
リース資産	5,981	未払法人税等	1,969
その他の有形固定資産	31	未払費用	20,967
無形固定資産	9,823	預り金	1,929
ソフトウェア	7,156	賞与引当金	4,114
その他の無形固定資産	2,667	リース債務	5,981
その他資産	1,226,656	その他の負債	1,014
未収金	28,932	負債の部合計	132,133
前払費用	2,552	(純資産の部)	
保険業法第113条繰延資産	1,184,440	資本金	1,428,050
その他の資産	10,730	資本剰余金	358,050
供託金	30,000	資本準備金	358,050
		利益剰余金	△ 520,365
		その他の利益剰余金	△ 520,365
		繰越利益剰余金	△ 520,365
		株主資本合計	1,265,734
		純資産の部合計	1,265,734
資産の部合計	1,397,868	負債及び純資産の部合計	1,397,868